

飯塚市本庁舎整備方針

平成 24 年 5 月

飯 塚 市

目 次

1. 本庁舎整備にかかる経緯.....	1
2. 本庁舎整備方針策定の趣旨.....	1
3. 本庁舎が抱える問題点.....	1
4. 本庁舎の建替え又は改修等の方向性.....	2
5. 新庁舎の基本方針及び機能.....	2
6. 新庁舎の位置.....	3
7. 新庁舎の規模.....	4
8. 費用と財源.....	5
9. 事業の方式.....	5
10. 建設スケジュール.....	5
11. 本庁舎の候補地の比較検討資料（その1）.....	6
12. 本庁舎の候補地の比較検討資料（その2）.....	8
13. 新庁舎建設ゾーニング（建設位置）.....	9

1. 本庁舎整備にかかる経緯

現在の市役所本庁舎は、昭和 39 年に建築供用された旧飯塚市庁舎を使用しておりますが、老朽化が激しく、耐震構造上の問題など、業務の遂行に多くの問題を抱えております。

そのような中、今後の庁舎の方針については、平成 21 年 2 月策定の「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」において、「耐震性に課題・問題点があり、市民サービスの提供に支障をきたすことも考えられ、また、本市の防災の拠点施設でもあり、安心・安全なまちづくりを進める観点からも、市民の意見を聴きながら、平成 23 年度を目途に建替工事等の実施の有無について決定する。」としております。

その建替え・改修の方向性及びその基本的計画について検討する機関として外部の有識者等で構成されます「飯塚市庁舎問題検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置しました。検討委員会では、平成 23 年 8 月 29 日から 7 回にわたり検討がなされ、平成 24 年 3 月 29 日に「飯塚市庁舎問題に関する検討報告書」（以下「検討報告書」）が提出されました。

2. 本庁舎整備方針策定の趣旨

今後、検討委員会からの「検討報告書」を尊重し、本庁整備に向けた基本計画を策定するにあたり、その方向性と基本的な事項を明確にすることを目的に、この「飯塚市本庁舎整備方針」を策定するものです。

3. 本庁舎が抱える問題点

現本庁舎は、「検討報告書」に記載のとおり、次の問題点があります。

- (1) 建物本体と施設設備の老朽化
- (2) 耐震性の問題
- (3) 建築基準法の適合性の問題
- (4) 狭あいの問題
- (5) 空調の非効率と省エネルギー対策
- (6) バリアフリー対策
- (7) 高度情報化への対応の必要性
- (8) 組織機構改革時における機動性の制限
- (9) 災害対策機能の確保
- (10) 利便性の問題

4. 本庁舎の建替え又は改修等の方向性

「検討報告書」においては、次の理由により「建替えが望ましい」との結論になっております。

- ①現庁舎は、昭和 56 年に制定された新耐震基準以前の建築物であることを踏まえると、耐震基準を充足しておらず、また老朽化も著しいため、改修であっても、耐震補強工事及び大規模改修工事に多くの費用が必要となること。
- ②大規模改修を行っても、現在の本庁が抱えている狭あい等の根本的な解決にはつながらないこと。
- ③築 47 年経過しており、耐震補強及び大規模改修を行っても、一般的には、20 年程度しか延命出来ないことからして、合併特例債が活用できる時期に建替えることが市の財政的にも有利であること。

以上の検討委員会の「検討報告書」を踏まえて検討した結果、次の理由により庁舎の建替え又は改修等の方向性としては、「**建替え**」とします。

- ①東日本大震災の教訓から、防災の拠点及び避難所となる本庁舎については早期に耐震施設とすべきであるが、耐震化のみでなく、配管、昇降機のやり替え等、建築基準法に則した改修となると相当な費用を要すること。
- ②合併後、行財政改革の中で職員数の削減に取り組んできたが、今後の地域主権等による基礎的自治体への業務の移管等を考えると、現庁舎では執務室、会議室が狭あいで、改修しても根本的な問題の解決には至らないこと。
- ③一旦改修を行っても、いずれ建替えが必要となることから、投資効果から考えて、建替えの方が効率的で得策であり、改修では課題の先延ばしにしかならないこと。また、改修後建替えする場合には、庁舎建設についての財源措置は望めないことから、建替えの機会が合併特例債が活用できる今が最適であり、将来負担の軽減が図られること。

以上から、新庁舎建設に向けた「**飯塚市新庁舎建設基本計画**」（以下「基本計画」）を策定するため、基本的な項目については以下のとおりとします。

5. 新庁舎の基本方針及び機能

新庁舎の建設にあたっては、「住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現に向けて、市民サービスの向上を基本に、『人にも環境にもやさしく、これからの地域主権時代の到来にも柔軟に対応できるシンプルかつ堅固で効率性・経済性の高い、行政サービス

の拠点』を目標に、21 世紀における人口 13 万人の「筑豊の中核都市」にふさわしい本庁舎とします。

新庁舎の基本方針及び機能は、「検討報告書」にある次の基本方針及び機能をもとに、今後整備する具体的な施設・設備等を含めて基本計画の中で定めます。

(基本方針 1) 容易性・利便性の高い庁舎

- ①利便性の高い庁舎
- ②市民にやさしい庁舎
- ③市民にわかりやすい庁舎
- ④市民が活用できる庁舎

(基本方針 2) 効率性・経済性の高い庁舎

- ①情報発信能力の高い庁舎
- ②低環境負荷機能を備えた庁舎
- ③ライフサイクルコストの軽減が図れる機能を有した庁舎
- ④機構改革に柔軟に対応できる機能を有した庁舎

(基本方針 3) 安全・安心の確保ができる庁舎

- ①災害に強い庁舎（地震、浸水、台風、火災）
- ②防災拠点としての機能を有した庁舎
- ③高いセキュリティ機能を有した庁舎
- ④プライバシーが確保できる機能を有した庁舎

6. 新庁舎の位置

(1) 新市事務所の位置に係る合併協定項目

- ・新市の事務所の位置は、当分の間、飯塚市役所とする。
- ・旧市町には総合支所を置く。
- ・新庁舎建設位置は穂波町地内とする。

(2) 「検討報告書」における候補地

- ①穂波庁舎隣接地
- ②穂波地内の国道 201 号バイパス沿線の農地
- ③現在地

(3) 位置の特定

合併協定事項の重みを十分理解したうえで、検討委員会より答申された3カ所の候補地について比較検討した結果、次の理由により「**現在地敷**」を活用して計画を進めることが適当と判断しました。

- ①地方自治法第4条第2項でいう事務所の位置に求められる「住民の利便性、交通事情、他の官公署との関係等」においても現在地が優れていること。
- ②穂波地内の候補地とした場合、補償・用地取得・造成等に時間を要し、また、現状の用途地域から各種手続きを要し、その期間も定かでないことから不確定要素が多く、財源である合併特例債の活用期限を考えたとき、早期実現性においても具体的計画を立てる場合に現在地が最も支障が少ないこと。
- ③庁舎建設にかかる事業費においても現在地が最も安価であり、現在地以外の候補地においては、建設費以外に造成費、上下水道、接道、周辺整備といったインフラ整備が別途必要であり、その費用は補償・用地費を含めて不確定要素が多く、経済性・効率性においても現在地が優れていること。
- ④「市民アンケート」でも現在地を希望する市民が最も多かったこと。
- ⑤「市民アンケート」、検討委員会での意見においても事業費の抑制を求める意見が多かったことから、市の財政状況を勘案し、少しでも将来負担の軽減を考えたこと。

(4) ゾーニング（建設位置）

建設位置は、工事期間の市民への影響、供用後の利便性を考慮し、**現本館北側の第1別館及び公用車駐車場敷き**を活用しての計画を策定します。

7. 新庁舎の規模

(1) 穂波庁舎の活用

本庁機能は、現在、本庁舎と穂波庁舎に分庁方式となっています。本庁機能を一本化した方が市民サービスの向上につながりますが、市民アンケートでは、「既存庁舎を有効活用して費用の抑制を」という意見が多く、また穂波庁舎は平成6年の建設で新しいことから、本市の財政事情を勘案し、新庁舎に係る事業費の抑制、将来負担の軽減を図る意味からも穂波庁舎の有効活用が重要になってきます。

そこで、穂波庁舎は、「検討報告書」にもあるように、本庁機能を有する庁舎として一定の部署を配置するものとし、具体的な入所部署については基本計画の中で定めます。

(2) 新庁舎の規模及び階層等

新庁舎の延べ床面積は、「検討報告書」のなかで配置職員数を基本に 17,800～

18,100㎡程度とされていますが、「検討報告書」の趣旨を踏まえ、階層も含めて今後詳細について調査研究したうえで、基本計画及び基本設計の中で定めます。

8. 費用と財源

財源の多くは、合併特例債となりますが、事業費と財源の概要は、基本計画の中で定めます。

9. 事業の方式

設計及び建設の手法は、基本計画の中で定めます。

10. 建設スケジュール

合併特例債の活用期限の延長が未定ですが、他市の例からも庁舎建設には数年の期間が必要となります。「検討報告書」にもあるとおり、本庁舎の建替えは、現状の耐震性の問題等から早期に着手する必要があります。一方、諸手続き、議会での関連議案の議決、事務所仮移転、関係機関との協議調整等、工事以外にも一定の事務手続期間を要することから、詳細については基本計画の中で目標設定することとし、基本計画の素案については、平成24年8月頃の策定を予定しております。

11. 本庁舎の候補地

各項目において判断可能な項目

の比較検討資料(その1)

目について、適性がある事項については○、課題がある事項については●で表記

区分	内容	①穂波庁舎隣接地	②穂波地内の国道201号バイパス沿線の農地	③現在地
合併協定との整合性	合併協定項目(平成16年12月決定) 「新庁舎建設位置は穂波町地内とする。」	○有	○有	●無
他の行政計画での位置づけ	第1次飯塚市総合計画(平成19年9月策定)での位置づけ	○中心市街地	○中心市街地	○中心市街地
	飯塚市都市計画マスタープラン(平成22年4月策定)での位置づけ	●地域拠点 ※地域で形成されている拠点性を踏まえ、行政機関、文化施設、防災拠点などの公共施設を中心とした機能集積が、穂波庁舎周辺のエリア。 ●一般市街地ゾーン ※住宅を主体とした良好な市街地の形成を図るゾーン。	●地域拠点周辺 ●都市機能集積ゾーン ※高度都市機能集積ゾーンと合わせ、「中心拠点」を形成するゾーン。	○中心拠点 ※中核的な都市機能(商業・行政・医療・交通結節)が集積した地域で、新飯塚駅~バスセンター~飯塚駅にまたがるエリア。 ○高度都市機能集積ゾーン ※商業・業務施設が集積し、中心市街地を形成しているゾーン。市の中核的な都市機能の集積や土地利用の高度化を図る。
	福岡県策定の「飯塚都市計画区域マスタープラン」(平成23年8月告示)での位置づけ	●拠点以外の地域 ※大規模集客施設の立地を抑制する地域。	●拠点以外の地域 ※大規模集客施設の立地を抑制する地域。	○広域拠点 ※広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する地域。
利便性	最寄りのJR駅との直線距離	●JR飯塚駅より1,300m バス:飯塚駅通~穂波農協前 ●JR天道駅より1,700m バス:天道駅~穂波農協前	●JR飯塚駅より1,200m	○JR新飯塚駅より300m
	最寄りのバス停とバスの運行状況	●徒歩可能な最寄りのバス停(1か所) 穂波農協(西鉄)より20m 行先数(7)、1日本数(80本) 詳細:飯塚(40本)、西鉄大隈(14本)、済生会嘉穂病院(本)、飯塚工業団地(5本)、吉隈(11本)、西牛隈(3本)、嘉穂総合高校(2本)	●徒歩可能な最寄りのバス停(1か所) 堀池(西鉄)より450m 行先数(4)、1日本数(124本) 詳細:天神(56本)、博多(14本)、後藤寺(52本)、新飯塚(2本) ※特急・急行バスのみ	○徒歩可能な最寄りバス停(3か所) 飯塚市役所(西鉄)より10m、飯塚裁判所(西鉄)より50m、新飯塚駅(西鉄)より270m 行先数(17)、1日本数(418本) 詳細:飯塚(91本)、天神(76本)、博多(14本)、明星寺団地、坂の下(18本)、西鉄大隈(9本)、西相田(12本)、吉北団地(5本)、明治坑(19本)、近畿大学(13本)、愛宕団地(17本)、西鉄飯塚営業所(19本)、東ヶ丘団地(17本)、赤坂橋(17本)、後藤寺(63本)、上山田(15本)、山野団地(13本)
	主要国道200号線、201号線へのアクセス	○国道200号線バイパス穂波東バイパス入口交差点まで1,800m ○国道201号線バイパス堀池交差点まで500m	○国道200号線バイパス穂波東バイパス入口交差点まで700m ○国道201号線バイパスに面している。	○国道200号線バイパス立岩交差点まで800m ○国道201号線に面している。
	接面道路(車道幅員、歩道状況、道路区分)の状況	●敷地周囲総て市道が接道しているが、道幅、歩道の整備がない道路については、整備する必要がある。 東:15m以上、両側、市道 西:6m未満、無し、市道 南:6m以上、片側、市道 北:6m未満、無し、市道	●国道201号バイパスへの新規取付道路等の整備及び迂回道路等の整備が必要。	○敷地周囲総て国、市道が接道している。 東:6m以上、片側、市道 西:10m以上、両側、市道 南:10m以上、両側、国道 北:6m以上、片側、市道
	来客用駐車場の敷地確保	●来客用駐車スペースとして176台分(現状の5分の4程度と想定)の用地確保が必要 176台×25㎡=4,400㎡	●来客用駐車スペースとして176台分(現状の5分の4程度と想定)の用地確保が必要 176台×25㎡=4,400㎡	○来客用駐車台数219台
	半径500m圏内にある金融機関	○500m以内にある金融機関 JA嘉穂(穂波)、いいしん(穂波) ○500m以内にある郵便局 忠隈郵便局	●500m以内にある金融機関・郵便局 無	○500m以内にある金融機関 九州幸銀(飯塚)、いいしん(新飯塚) ○500m以内にある郵便局 新飯塚郵便局
	主な国・県事務所との直線距離	●国合同庁舎より2,400m ●県総合庁舎より3,300m	●国合同庁舎より2,200m ●県総合庁舎より3,000m	○国合同庁舎より600m ○県総合庁舎より300m
	各支所との直線距離	・飯塚2.9km ・筑穂6.4km ・庄内4.7km ・願田8.2km ※現穂波庁舎の支所機能は廃止	・飯塚2.8km ・筑穂6.5km ・庄内5.0km ・願田8.0km ※現穂波庁舎の支所機能は廃止	・穂波2.9km ・筑穂9.2km ・庄内3.5km ・願田5.3km

区分	内容	①穂波庁舎隣接地	②穂波地内の国道201号バイパス沿線の農地	③現在地
早期実現性	用地確保にかかる期間	●移転補償交渉及び用地買収交渉に相当期間が必要	●用地買収交渉に相当期間が必要	○既存市有地
	用途変更（都市計画、農振、農地法）手続きの必要性とその期間	●都市計画における変更（用途地域や市・県の整備方針の見直し）が必要となるため、目安として2年以上の期間を要する。	●農業振興地域整備計画の変更申出（農振除外申請）、農地転用申請等の手続き、合わせて都市計画における変更（用途地域や市・県の整備方針等の見直し）が必要となるため、目安として2年以上の期間を要する。	○立岩・川島土地区画整理事業の対象地内（一部）。都市計画における変更（用途地域や市・県の整備方針等の見直し）の手続きは不要
	埋蔵文化財の調査	・長崎街道及び忠隈古墳に近い埋蔵文化財の存在可能性は高い。 ・用地買収及び移転補償交渉完了後からしか試掘ができない。	・長崎街道及び忠隈古墳に近い埋蔵文化財の存在可能性は高い。 ・用地買収及び移転補償交渉完了後からしか試掘ができない。	・立岩古墳に近い埋蔵文化財の存在可能性は高い。 ・市有地であり、試掘及び本調査も早期に実施できる。
経済性・効率性	合併特例債の活用	・特例債の活用は可能（解体費は対象外） ・用地交渉や用途地域の変更等の手続きに時間を要するため、特例債の期間延長が必要。	・特例債の活用は可能（解体費は対象外） ・用地交渉や用途地域の変更等の手続きに時間を要するため、特例債の期間延長が必要。	・特例債の活用は可能（解体費も対象） ・市有地であり、用途地域の変更も無く、特例債期間内における活用は可能
	庁舎建設本体工事費以外に必要と想定される主な経費	●用地取得に要する経費（用地買収及び住宅家屋等の移転補償経費） ・一部農地や高低差のある用地が想定されるため、その造経費	●用地取得に要する経費（用地買収経費） ・農地のため、その造成経費 ・上水道整備経費	○一部庁舎の事前解体を行う場合には、事務所移転経費等が必要であるが大きな費用はかからない。
	庁舎建設に伴い想定されるその他経費	●飯塚支所が必要となれば、その建設経費	●飯塚支所が必要となれば、その建設経費	○仮移転が想定されるが、大きな費用はかからない。
	効率的な形状の用地確保の可能性	●用地買収により形状は変形の可能性あり、効率的な庁舎の形状、敷地配置ができないことがある。	●用地買収により形状は変形の可能性あり、効率的な庁舎の形状、敷地配置ができないことがある。	○現在形状のとおり。
	インフラの整備	○上水道の整備は不要 ●下水道（浄化槽）の整備が必要 ●周辺道路整備が必要	●上水道の整備が必要 ●下水道（浄化槽）の整備が必要 ●周辺道路整備が必要	○上水道の整備は不要 ○下水道の整備は不要 ○周辺道路整備は不要
	既存庁舎の活用及び連携	○穂波庁舎に隣接するため、穂波庁舎との十分な活用連携が可能	○徒歩可能な距離ではないが、穂波庁舎との距離は短くなるため、現状より穂波庁舎との連携は取りやすい。	●現状のとおり（穂波庁舎との連携において難あり）
	本庁、支所の効率的運営	●穂波支所は不要となるが、飯塚支所を設置するとすれば新たな庁舎の維持管理経費が必要となる。 ・人口が最も多い飯塚地区が支所になることで、支所に配置する職員が増加すると考えられる。	●穂波支所は不要となるが、飯塚支所を設置するとすれば、新たな庁舎の維持管理経費が必要となる。 ・人口が最も多い飯塚地区が支所になることで、支所に配置する職員が増加すると考えられる。	●現状のとおり（穂波庁舎との連携において難あり）
職員通勤手段と駐車場確保整備の必要性	・バスでの通勤は可能 ・市での確保整備が必要となれば、追加で用地確保、整備が必要	・特急、急行バスでの通勤は可能 ・市での確保整備が必要となれば、追加で用地確保、整備が必要	・JR、バスでの通勤が可能 ・市有地、河川敷及び民間の既存駐車場の活用が可能	
災害時の連携	災害対策時の関係機関との直線距離	・自衛隊飯塚駐屯地6.4km ・飯塚消防署2.9km ・飯塚警察署3.3km	・自衛隊飯塚駐屯地5.9km ・飯塚消防署2.4km ・飯塚警察署3.2km	・自衛隊飯塚駐屯地3.8km ・飯塚消防署1.1km ・飯塚警察署1.0km
災害時の安全性 ※データは飯塚市防災アセスメント業務委託報告書より	災害時の近接道路の冠水状況 ※平成15年7月19日の浸水データより	・支障なし	・支障なし	・周辺道路の一部区間で冠水する恐れがある。
	土砂災害警戒区域等 ※土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域	・指定なし	・指定なし	・指定なし
	外水被害時の浸水レベル（河川の水位が堤防を超えたり、堤防の決壊によって川の水があふれた時）	・2.0～5.0m	・2.0～5.0m	・1.0～2.0m
	内水被害時浸水レベル（宅地などに降った雨が排水できなくなって浸水した時）	・0m	・0.3m	・0m
	予測震度 ※ここでの予測震度は、西山断層帯の活動による地震（マグニチュード7.3）発生時の予測震度	・震度7	・震度7	・震度6強
	液状化のレベル	・危険度A（液状化指数15以上で、対策が必要なレベル） 表層地質（砂、粘土、汚泥、瓦礫） 土壌（鉱害復旧田）	・危険度A（液状化指数15以上で、対策が必要なレベル） 表層地質（砂、粘土、汚泥、瓦礫） 土壌（鉱害復旧田）	・危険度A 表層地質（砂、粘土、汚泥、瓦礫） 土壌（細粒灰色低地土壌）
水道供給支障率（※断水戸数÷平常時の給水戸数）	・40%以上	・40%以上	・20～30%	

12. 本庁舎の候補地の比較検討資料(その2)

—事業費関係—

(単位：百万円)

区分	① 穂波庁舎隣接地	② 穂波地内の国道201号 バイパス沿線の農地	③ 現在地	飯塚支所 ①及び②の場合に設置
想定内容	①穂波庁舎の支所機能は廃止 ②飯塚支所は設置する。 ③穂波庁舎1Fに一部本庁機能移転する。	①穂波庁舎の支所機能は廃止 ②飯塚支所は設置する。 ③穂波庁舎1Fに一部本庁機能移転する。	①第1別館及び公用車駐車場敷きに新庁舎建設 ②第1別館配置の部署の移転 ③不足する会議室は、立岩公民館及び付近の民間会議室を利用する。	①第2別館敷きに建設 ②第2別館横駐車場は駐車場(公用車、職員分含む)として現状のまま利用する。
敷地面積(m ²)	17,198	18,998	19,192	5,901
内訳	①庁舎敷4,200m ² ②駐車場9,350m ² 内訳 来客用176台 公用104台 職員94台 ③臨時職員駐車場789m ² ④駐輪面積=68m ² ⑤その他上記①～④に10%加算 ⑥接道1,350m ²	①庁舎敷4,200m ² ②駐車場9,350m ² 内訳 来客用176台 公用104台 職員94台 ③臨時職員駐車場789m ² ④駐輪面積=68m ² ⑤その他上記①～④に10%加算 ⑥接道3,150m ²	①駐車場 内訳 来客用219台 公用130台 職員112台 ②臨時職員駐車場986m ² ③駐輪面積=90m ²	①駐車場 内訳 来客用43台 公用26台 職員18台 ②臨時職員駐車場197m ² ③駐輪面積=16m ²
延べ床面積(m ²) 職員一人当たり面積約29.27m ² で試算	15,000	15,000	18,000	3,000
想定職員数(人)	515	515	615	100
経費関係				
1 用地取得費 ※1	451	279	0	0
2 移転補償費 ※2	1,306	0	0	0
3 造成設計・工事 ※3	63	589	0	0
4 庁舎本体設計費(管理費含む) ※3	195	195	212	90
5 庁舎本体建設工事 ※3	5,213	5,213	6,063	1,148
6 電算関係経費 ※4	470	470	535	96
7 駐車場・事務所借上げ料	0	0	※5 37	※5 6
8 事務所移転費	25	25	32	6
9 備品購入費 ※6	300	300	300	0
10 解体費	388	388	418	30
11 外構工事費(接道工事費含)	214	306	197	76
12 その他工事・調査委託	14	12	14	※7 66
13 上水道整備工事費		39		
14 市場移転費				
15 飯塚支所建設費	1,518	1,518		計 1,518
A 総事業費	10,157	9,334	7,808	
B うち起債対象経費	9,332	8,473	7,387	
C うち起債対象外経費	825	861	421	
D 建設時財源(合併特例債) B×95%	8,865	8,049	7,017	
E 建設時財源(一般財源) A-D	1,292	1,285	791	
F 償還利子 ※8	3,299	2,995	2,611	
G 元利償還金額(D+F)	12,164	11,044	9,628	
H 普通交付税措置G×70%	8,515	7,731	6,740	
I 将来負担(一般財源) G-H	3,649	3,313	2,888	
J 庁舎建設に係る一般財源総額 E+I	4,941	4,598	3,679	
K 庁舎敷売却益 ※1,9	800	※1,9 800		
L 庁舎敷売却を含む一般財源総額 J-K	4,141	3,798	3,679	

※1：公示価格を基本に算定

※2：国土交通省の基準・実例を参考に算定

※3：国の基準単価で積算

※4：年末年始の作業期間6日間を要し事前に機等の配置が完了していることを想定

※5：一部庁舎の事前解体が必要となるため貸会議室、公用車駐車場借上げ料計上

※6：半分を合併特例債対象と想定

※7：飯塚支所には仮庁舎(930m²)の建設・解体費含む。

※8：償還期間30年、据え置き5年、年利2%で算定

※9：本庁舎敷分

13. 新庁舎建設ゾーニング（建設位置）

